

野辺地町学校給食用物資納入業者登録申請要領

1. 趣旨

この要領は、野辺地町学校給食共同調理場が発注する学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）の納入に関して、学校給食の安全安心な提供を行うため、給食用物資の品質、安定的な供給を確保する必要があることから、給食用物資を納入する業者（以下「納入業者」という。）の登録基準に関し、必要となる事項を定めるものとする。

2. 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給食用物資 野辺地町教育委員会が指定する要件を満たした学校給食に使用する食材等の物資をいう。
- (2) 申請者 納入業者として、野辺地町学校給食用物資納入業者登録名簿（以下「登録名簿」）への登録を受けようとする者をいう。
- (3) 登録者 登録名簿への登録を受けている者をいう。

3. 給食用物資の調達等

- (1) 給食用物資を納入する者は、納入業者として登録名簿に登録されていなければならない。
- (2) 納入業者は、登録者の中から選定する。

4. 登録の資格要件

申請者及び登録者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。ただし、町教育長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 食品衛生法のほか、法令等により定められた許可、認可、免許、届出等（以下「許認可等」という。）を要する者にあつては、当該許認可等を受けていること。
- (2) 食品衛生法に基づく営業許可を要する者及び営業の届出を要する者にあつては、当該所管保健所の食品衛生監視票の評点が良好であること。
- (3) 学校給食の実施に必要な給食用物資の所要量を確実に供給できる能力を有し、かつ、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。
- (4) 野辺地町暴力団排除措置要綱に定める排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 納税義務を履行していること。

5. 登録申請

登録名簿へ登録しようとする者は、野辺地町学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書に次に掲げる書類を添付し、申請しなければならない。

- (1) 営業経歴書
- (2) 納税証明書または完納証明書
- (3) 誓約書
- (4) 保健所の食品衛生監視票の写し（食品衛生法に基づく営業許可または営業の届出を要する者）

6. 登録の有効期間

登録名簿の登録の有効期間は、町教育長が別に定める。

7. 登録資格審査結果

野辺地町教員委員会は、登録申請があった場合で、申請書類の内容を審査し、資格要件を全て満たしていると認めるときは、登録者名簿に登録し、決定通知をするものとする。

8. 登録の変更及び廃止

- (1) 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、野辺地町学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書及び必要書類を提出するものとする。
- (2) 営業を廃止若しくは休止した場合その他登録を廃止しようとする場合は、野辺地町学校給食用物資納入業者登録廃止届を速やかに提出するものとする。

9. 遵守事項

登録者は、次の各号の事項を遵守するものとする。

- (1) 学校給食の意義、役割を理解し、食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守していること。
- (2) 食品衛生法第51条に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の保健衛生の管理監督が行われていること。
- (3) 町教育委員会が随時の立ち入り検査等を行う場合は、速やかに応じること。
- (4) 納入した給食用物資が著しく品質が劣ると認められる場合は、求めにより迅速に交換対応等を行うこと。
- (5) 不測の事態において、町教育委員会と協議の上、誠実かつ迅速に対応すること。

10. 登録の取消し等

- (1) 町教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の取消しその他必要な措置を行うことができるものとする。
 - ・登録の資格要件を満たしていない場合
 - ・遵守事項を守ることができない場合
 - ・登録に係る営業を廃止した場合
 - ・登録名簿から抹消を申し出た場合
 - ・登録申請に当たり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合
 - ・誓約書の誓約内容を遵守することができない場合
 - ・その他学校給食の運営に当たって、著しく適正を欠くと認められる場合
- (2) 町教育委員会は、給食用物資の納入業者としてふさわしくない行為があった場合には、給食用物資の納入取扱いの停止など必要な措置を講じるものとする。

年度 野辺地町学校給食用物資納入業者登録名簿

[illegible]

年 月 日

野辺地町教育委員会
教育長

申請人 住 所
名 称
代表者氏名

印

野辺地町学校給食用物資納入業者登録(変更)申請書

年度において、野辺地町学校給食共同調理場に物資を納入したいので下記書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

提出書類 各 1 部

- ① 野辺地町学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書
- ② 添付書類
 - ・ 営業経歴書
 - ・ 納税証明書または完納証明書
 - ・ 誓約書
 - ・ 食品検査成績書または保健所で発行する食品衛生監視票

営 業 経 歴 書

郵便番号 所在地 社（店）名 代表者氏名 電話					
創業年月日	年	月	日	資本金	千円
取引金融機関					
希望する物品 の製造（販売） の品目					
主な仕入先 （メーカー名）					
従業員の概要	職名	人員	職名	人員	
	事務員	人		人	
	技術員	人		人	
	労務員	人		人	
保有設備機器 及び車両名	品名	数量	品名	数量	
備考					

誓 約 書

年 月 日

野辺地町教育委員会
教育長

住 所
名 称
代表者氏名

㊞

野辺地町学校給食共同調理場で、学校給食用物資の購入にあたり、納入業者として指定を受けたときは、学校給食の運営に協力するとともに、次に掲げる事項を誓約いたします。

1. 物資の納入にあたっては、調理場の発注書の指示に従って、指定の期日までに指定する場所に責任をもって納入します。
2. 物資の納入にあたっては、調理場での検査に立会い検査を受けて納入します。
3. 納入検査で規格外のもの、量目の不正確のもの、その他不良品と指摘された場合は、速やかに引き取り、指定期日までに契約内容のものと交換して納入します。この場合に発生した損害の一切を負担します。
4. 献立等の変更及び学校行事等により、発注済み物資の数量が変更されても、損害賠償の申し立てはしません。
5. 契約締結後において、契約期間中、価格に変動がある場合においても、価格を値上げすることなく納入します。
6. 納入した物資が原因で発生した事故については、一切の責任を負います。
7. 給食用物資の納入に関し、説明又は資料の提出を求めた場合、又は、立入調査を実施する場合は、これに協力すること。
8. その他、学校給食運営上必要な指示に従うとともに、以上の内容に反したことを理由に、納入業者の取り消しを受けた場合でも、一切異議を申し立てず、いかなる補償も求めません。

野辺地町学校給食用物資納入業者登録廃止届

年 月 日

野辺地町教育委員会
教育長

住 所
名 称
代表者氏名

印

野辺地町学校給食用物資納入業者としての登録を廃止したく、次のとおり届け出ます。

1. 登録を廃止する理由

2. 登録を廃止する年月日